

## OMG Certified User Partner

## OMG認定ユーザープログラム加入要綱

## 第1条 (目的)

この要綱は、株式会社ユーエムエル教育研究所（以下、UTI）の実施するOMG認定ユーザープログラム（以下、プログラム）において、OMG認定ユーザー（以下、ユーザー）の位置付けと加入処理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 (ユーザーレベル)

プログラムは次の3レベルで構成され、各レベルに応じて提供されるプログラムが異なる。

- ① プレミア認定ユーザー（100名以上のOMG認定者を有する企業・団体）
- ② アドバンス認定ユーザー（50名以上のOMG認定者を有する企業・団体）
- ③ 認定ユーザー（20名以上のOMG認定者を有する企業・団体）

## 第3条 (加入の特典)

プログラムへ加入をしたものには、次の特典を設ける。但し、UTIは、本条各項に記載された特典に関し、第7条の加入期間中UTIが適切と判断する時期、程度、方法で実施するものとし、合理的な理由がある場合、その内容を変更することができる。

- ① UTIが実施するOMG認定UML技術者資格試験プログラムの各種マーケティング活動における認定ユーザーとして社名・団体名の告知。
- ② ユーザー各社が実施するマーケティング活動におけるユーザーロゴ・マークを使用。但し、ユーザーは別途定めるロゴ使用ガイドラインに従い、事前に掲載する広告宣伝資料等をUTIに提出し、書面による承諾を得なければならない。
- ③ ユーザーが提供するUML関連商品・サービス・パッケージ等におけるユーザーロゴの使用。但し、ユーザーは別途定めるロゴ使用ガイドラインに従い、事前に使用する商品仕様、パッケージ等をUTIに提出し、書面による承諾を得なければならない。
- ④ OMG認定UML技術者資格試験の最新情報の提供。
- ⑤ その他、UTIが追加した特典。

## 第4条 (加入方法)

- ① プログラムへユーザーとして加入を希望するものは、所定の加入申込書に必要事項を記入の上UTIへ提出し、UTIの承認を得なければならない。
- ② UTIは加入承認後、加入通知書を発行する。加入通知書の発行期日をもってユーザーの資格を生ずるものとする。
- ③ ユーザーレベルの変更、及び担当者氏名、住所等加入申請書の内容に変更があった場

合は、速やかに書面を以ってUTIへ通知しなければならない。

#### 第5条 (加入条件)

プログラムへ加入するものは、UTIが実施する加入審査の条件を満たしていなければならない。

#### 第6条 (加入金・会費)

加入金・会費等は一切無料とする。

#### 第7条 (加入期間)

- ① ユーザー認定期間はプログラム加入日を起算月として12ヶ月とする。
- ② 期間満了後は、その満了日の30日前までに加入者またはUTIより何らかの申し入れがない場合、自動更新されるものとする。

#### 第8条 (申請の拒絶)

加入申請書に虚偽の事実が認められた場合およびUTIが申請を承諾するのに支障があると判断したとき、UTIは加入を拒絶することができる。

#### 第9条 (禁止事項)

ユーザーは、以下の行為を行わないものとする。

- ① UTIおよび他のユーザー、その他の第三者に損害を与え、または与える恐れのある行為。
- ② UTIおよび他のユーザーや第三者を誹謗または中傷したり、名誉を傷つける行為。
- ③ 他のユーザーや第三者のプライバシーを侵害する行為。
- ④ 事実に反する情報を提供する行為。
- ⑤ 公序良俗に反する行為、あるいは公序良俗に反する情報を提供する行為。
- ⑥ その他、法令に違反する行為、又は違反する恐れのある行為。

#### 第10条 (秘密保持)

ユーザーは、プログラムに関連してUTIから開示されたUTI固有の情報（本要綱の内容を含む）を秘密に保持し、UTIの事前の書面による承諾なしに、故意あるいは過失を問わず第三者に開示又は提供してはならない。

#### 第11条 (除名)

ユーザーが次のいずれかに該当したとき、またはその恐れのあるとき、UTIは何らの催告をすることなく、直ちにプログラムより除名することが出来る。

- ① 第9条（禁止事項）に該当する行為を行ったとUTIが判断した場合
- ② 本要綱のいずれかに違反したとき
- ③ その他、プログラム運営に重大な支障を与えるとUTIが判断した場合

#### 第12条（退会）

ユーザーの都合によりプログラムを退会する場合は、UTIに書面を以って通知しなければならない。

#### 第13条（運営の停止または廃止）

1. UTIは、やむを得ない理由により、プログラムの運営を停止または廃止することが出来るものとする。
2. この場合、UTIは、ユーザーに対し、事前にその理由及び期間を通知する。ただし緊急の場合はこの限りではない。

#### 第14条（免責）

UTIは、プログラムの運営により発生したユーザーの不利益に対し、UTIに故意または重過失のある場合を除いては損害賠償の責任はないものとする。

#### 第15条（損害賠償）

UTIは、ユーザーが本要綱に反した行為や、その他の不正または違法な行為によって、UTIおよび他のユーザーが被った損害の賠償を、そのユーザーに求めることが出来るものとする。

#### 第16条（裁判管轄）

本要綱またはプログラムに関連してUTIとユーザーとの間で生じた紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第17条（協議）

本要綱に定めのない事項または本要綱の各条項について疑義を生じた場合は、UTIおよびユーザー双方で協議し円満に解決を図るものとする。

#### 第18条（本要綱の改正）

UTIは、ユーザーに2ヶ月前に通知することにより、本要綱を改正することができる。